# 所得税法第56条の廃止を求める請願

#### 【請願趣旨】

商店や農家などの自営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、家族従業者の働き分(自家労賃)を必要経費として認めていません。

このため、家族従業者の働き分は事業主の所得となり、多くの税金を負担することになります。家族は、保育園や奨学金の申し込み、住宅ローンなど、所得証明が必要なサービスが受けられず、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。

第5次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み、…税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。国連女性差別撤廃委員会は2016年、「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げている」と指摘し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。憲法にてらしても、「個の尊重」(13条)、「職業選択の自由」(22条)、「個人の尊厳と両性の平等」(24条)、「財産権の保障」(29条)の理念に反します。世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めています。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国560を超える 自治体で採択され、世論と議会を動かしています。家族の働き分を正当に評価し、適切な 報酬を認めるために、下記の項目を請願します。

#### 【請願事項】

### 1、所得税法第56条を廃止すること

\*名前、住所は郡や丁目、番地などを省略せず、一人ひとり明記を。「"」「同上」、鉛筆使用は無効となります。

名 前	住 所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道府県
	都道府県

\*この個人情報は国会請願以外には用いません 2023.2



## 新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川5-10-20